明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表八（一）付表一　支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

支払利子等の額の明細					
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	1	適用・不適用			
当期に支払う利子等の額	2	円	超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「10」）	4	円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七（一）「35」と別表十七（二の五）「27」のうち多い金額）又は（別表十七（二の五）「32」と別表十七の三（二）「17」のうち多い金額）	3		支払利子等の額の合計額（2）－（3）＋（4）	5	

受取配当等の額の明細							
完全子法人株式等	法人名	6					計
	本店の所在地	7					
	受取配当等の額の計算期間	8	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	
	受取配当等の額	9	円	円	円	円	円
関連法人株式等	法人名	10					計
	本店の所在地	11					
	受取配当等の額の計算期間	12	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	
	保有割合	13					
	受取配当等の額	14	円	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15					
	益金不算入の対象となる金額（14）－（15）	16					
	（1）が「不適用」の場合又は別表八（一）付表二「13」が「非該当」の場合（16）×0.04	17					
	同上以外の場合 $\frac{(16)}{(16の計)}$	18					
	同上以外の場合 支払利子等の10％相当額（((5)×0.1)又は（別表八（一）付表二「14」））×（18）	19	円	円	円	円	円
	支払利子等控除後の受取配当等の額（16）－（(17)又は(19)）	20					
その他株式等	法人名	21					計
	本店の所在地	22					
	保有割合	23					
	受取配当等の額	24	円	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	25					
	益金不算入の対象となる金額（24）－（25）	26					
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	27					計
	本店の所在地	28					
	基準日等	29	・　・	・　・	・　・	・　・	
	保有割合	30					
	受取配当等の額	31	円	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32					
	益金不算入の対象となる金額（31）－（32）	33					

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表八(一)の次に次の二表を加える。